

『被扶養者(異動)届※』に添付が必要な書類

※シネ健保HPよりダウンロード

○下記は一般的なケースであり、必要に応じて他の書類の提出を依頼する場合があります

■子供の扶養認定の際、夫、妻が扶養に入っていない場合は、**年収比較をします**。配偶者の収入の証明書が必要となります。

- 両方
- ▶ 源泉徴収票または所得証明書（例：前年分源泉徴収票または今年度(前年分)所得証明）
 - ▶ 直近3カ月分の給与明細書の写し

扶養にしたい対象者	被扶養者認定伺書の様式 (シネ健保HPよりダウンロード)	住民票 (世帯全員と本人との続柄が入ったもの) (市区町村役場より入手)	状況	証明するところ	必要な添付書類
1 ① 配偶者(妻)	○ 配偶者用	○	年金受給者	日本年金機構 企業年金基金等	年金証書の写しまたは年金振込通知書兼年金改定通知書(一体となったはがき)の写し
				市区町村役場	住民税課税・非課税証明書
			無職の場合	市区町村役場	住民税課税・非課税証明書
			就業中の場合	事業主(勤務先)	源泉徴収票または所得証明書(例：前年分源泉徴収票または今年度(前年分)所得証明)と直近3カ月分の給与明細書の写し
		退職した場合	事業主(勤務先)または加入していた健保	退職・離職証明書または資格喪失証明書	
			ハローワーク	失業給付待期中または受給中の場合は、雇用保険受給資格者証明の(両面)写し ※失業給付の受給の有無については、被扶養者認定伺書の『今後の収入状況』欄に必ず記入	
2 ② 義務教育終了前 (15歳以下)の子供 ※中学生まで	○ 子供用	○	妻が被扶養者でない場合	事業主(勤務先)	妻の源泉徴収票または所得証明書(例：前年分源泉徴収票または今年度(前年分)所得証明)と直近3カ月分の給与明細書の写し
				市区町村役場	妻の住民税課税・非課税証明書
			妻が被扶養者の場合	市区町村役場	出生の場合は、住民票の代わりに母子手帳でもよい
3 ③ 義務教育終了 (16歳以上)の子供 ※高校生以上	○ 子供用	○	妻が被扶養者でない場合	事業主(勤務先)	妻の源泉徴収票または所得証明書(例：前年分源泉徴収票または今年度(前年分)所得証明)と直近3カ月分の給与明細書の写し
				市区町村役場	妻の住民税課税・非課税証明書
			学生の場合	学校など	在学証明または学生証の写しとアルバイトの所得証明または直近3カ月分の給与明細書の写し
			無職の場合	市区町村役場	住民税課税・非課税証明書
			就業中の場合	事業主(勤務先)	源泉徴収票または所得証明書(例：前年分源泉徴収票または今年度(前年分)所得証明)と直近3カ月分の給与明細書の写し
		退職した場合	事業主(勤務先)または加入していた健保	退職・離職証明書または資格喪失証明書	
			ハローワーク	失業給付待期中または受給中の場合は、雇用保険受給資格者証明の(両面)写し ※失業給付の受給の有無については、被扶養者認定伺書の『今後の収入状況』欄に必ず記入	
4 ④ 本人の父母 (別居の場合は別居世帯の 全員記載の住民票謄本)	○ 父母,その他用	○	妻が被扶養者でない場合 (扶養しようとする父母が別居の場合は提出不要)	事業主(勤務先)	妻の源泉徴収票または所得証明書(例：前年分源泉徴収票または今年度(前年分)所得証明)と直近3カ月分の給与明細書の写し
				市区町村役場	妻の住民税課税・非課税証明書
			年金受給者	日本年金機構 企業年金基金等	年金証書の写しまたは年金振込通知書兼年金改定通知書(一体となったはがき)の写し
				市区町村役場	住民税課税・非課税証明書
			無職の場合	市区町村役場	住民税課税・非課税証明書
			就業中の場合	事業主(勤務先)	源泉徴収票または所得証明書(例：前年分源泉徴収票または今年度(前年分)所得証明)と直近3カ月分の給与明細書の写し
		退職した場合	事業主(勤務先)または加入していた健保	退職・離職証明書または資格喪失証明書	
			ハローワーク	失業給付待期中または受給中の場合は、雇用保険受給資格者証明の(両面)写し ※失業給付の受給の有無については、被扶養者認定伺書の『今後の収入状況』欄に必ず記入	
①～④ 上記被扶養者で別居の場合	○ 続柄による該当伺書	○	主たる生計維持関係	銀行・郵便局等(公的機関)	送金証明書または銀行振込み伝票の控え、預金通帳の写し(学生は除く) ※送金月額は1人の場合5.5万円、2人8万円、3人9万円以上
5 配偶者の父母 (同居が必須条件のため全員 記載の住民票謄本)	○ 父母,その他用	○	妻が被扶養者でない場合	事業主(勤務先)	妻の源泉徴収票または所得証明書(例：前年分源泉徴収票または今年度(前年分)所得証明)と直近3カ月分の給与明細書の写し
				市区町村役場	妻の住民税課税・非課税証明書
			年金受給者	日本年金機構 企業年金基金等	年金証書の写しまたは年金振込通知書兼年金改定通知書(一体となったはがき)の写し
				市区町村役場	住民税課税・非課税証明書
			無職の場合	市区町村役場	住民税課税・非課税証明書
		就業中の場合	事業主(勤務先)	源泉徴収票または所得証明書(例：前年分源泉徴収票または今年度(前年分)所得証明)と直近3カ月分の給与明細書の写し	
		退職した場合	事業主(勤務先)または加入していた健保	退職・離職証明書または資格喪失証明書	
			ハローワーク	失業給付待期中または受給中の場合は、雇用保険受給資格者証明の(両面)写し ※失業給付の受給の有無については、被扶養者認定伺書の『今後の収入状況』欄に必ず記入	